

スマートカードローン規定

本規定は、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま(以下「借入人」という。)が、株式会社アプラス(以下「保証会社」という。)の保証により、株式会社新生銀行(以下「銀行」という。)とカードローン契約(以下「本契約」という。)にもとづく当座貸越取引(以下「本取引」という。)を行う場合の、当りの取扱いを記載したものです。

第1条(契約の成立)

1. 本契約は、銀行所定の方法により借入人からの申込みを受け、銀行及び保証会社所定の審査を経て銀行が審査結果を通知(借入人が銀行に届け出した電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法その他電磁的方法による通知を含みます。以下同じ。)した後、借入人がパワーフレックス口座にかかる新生パワーダイレクトを用いて当該審査結果に基づく契約を銀行所定の期間内に承諾し、かかる承諾が銀行に伝達されたときに成立します。銀行は、本契約が成立した場合、契約内容確認書(以下「本確認書」という。)を銀行所定の方法により借入人に交付します。ただし、本契約の成立後であっても、借入人が本取引を開始するために銀行所定の手続きが必要となる場合があります。

2. 借入人は、本契約を重複して締結することはできないものとします。

第2条(本取引の方法)

1. 本取引は本契約にもとづく銀行国内本支店に開設される「カードローン専用口座」(以下「ローン専用口座」という。)を使用する当座貸越取引とします。なお、借入人のパワーフレックス口座円貨普通預金にかかるとして、本取引にかかる返済用預金口座となります(以下、この口座を「返済用普通預金口座」という。)

2. 借入人は第3条に定める契約期限内において、第4条に定める利用限度額を超えるい範囲で、繰り返し追加して当座貸越による借入ができるものとします。ただし、本規定にもとづいて、新規借入が停止され、または本契約が終了、解約された場合は、新規の借入はできません。

3. 借入人は、以下の方法により、本取引を行うことができるものとします。なお、返済用普通預金口座について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種自動支払いの請求があった場合に、本契約にもとづく自動的に貸越を行うことはありません。

①返済用普通預金口座にかかる新生パワーダイレクトを用いてローン専用口座と返済用普通預金口座との間で振替取引を行う方法
②その他銀行所定の方法

4. 借入人が本契約にもとづいて銀行に対して負担する一切の債務を「本債務」といい、本契約にもとづく未払利息、遅延損害金、および当座貸越元本の合計額を「借入債務」といいます。

5. 本取引の個別の借入・返済等の取引利用明細については、返済用普通預金口座にかかる銀行所定の新生お取引レポートに記載し、借入人のお届けの住所に郵送または電磁的方法にて借入人の閲覧に供することとします。

第3条(契約期間)

1. 本契約の期間(以下「契約期間」という。)は、本契約成立日から1年後の応当日とします。

2. 契約期間の30日以上前もしくは、当事者から、本契約期間を延長しない旨の申出がない場合、(契約期間はさらに1年延長されるものとし、その後同様とします)

3. 契約期間の30日以上前当事者の一方から銀行所定の方法により契約期間を延長しない旨の申出がなされた場合は、本契約は契約期間に終了するものとし、この場合の取扱いは次の通りとします。

①借入人は、契約期間までには本債務全額を本規定の各条項に従い返済するものとします。

②借入人は、契約期間の翌日以降、新規の借入はできないものとします。

4. 前項にかかわらず、借入人が満65歳に達した後最初に到来する契約期間をもって本契約は終了するものとします。かかる事由により本契約が終了する場合には、前項各号の規定が準用されるものとします。ただし、銀行が特に認めてその旨を事前に書面でお知らせした場合には、前項各号の規定は準用せず、借入人は第6条に定める返済方法に従い、引き続き返済を行うことができるものとします。

第4条(契約極度額および利用限度額)

1. 本契約の契約極度額は、本確認書記載の通りとします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて契約極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、本規定の定めが適用されるものとします。

2. 銀行および保証会社は、借入人の信用状況に関する審査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めます。借入人は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとします。なお、銀行がこの利用限度額を超えて当座貸越を行った場合にも、本規定の定めが適用されるものとします。

3. 銀行は、次の各号のいずれかにあたる事象が生じた場合、利用限度額を減額すること(利用限度額をゼロにすることを含みます。)ができるものとします。なお、本条の規定により利用限度額が当座貸越元本額を下回った場合、新規の借入が中止となった場合であっても、本規定に別段の定めがある場合を除き、即時に返済のすところを要せず、借入人は第6条に定める返済方法に従い、引き続き返済を行うものとします。

①借入人が本規定その他本契約に関するいずれかの約定に違反したとき、または債務不履行があったとき

②借入人の信用状況に関する審査等により、銀行または保証会社が利用限度額の減額が必要と判断したとき

4. 前項により利用限度額が減額となった場合であっても、銀行および保証会社は、借入人の信用状況に関する審査等により相当と認めた場合、契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。

5. 利用限度額の変更に関しては、銀行所定の方法により、銀行から借入人あてに変更後すみやかに通知するものとします。

第5条(貸越利率等)

1. 本契約の貸越利率は、契約極度額に応じて定める銀行所定の利率(1年を365日とする日割計算)を適用するものとし、本確認書にて借入人に通知します。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行のホームページ上の表示その他の方法で公表することにより契約極度額に応じて定める貸越利率を相当の範囲で変更が出来るものとします。この変更は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用されるものとします。

2. 本契約による当座貸越元本に対する利息は、付利単位を1円とし、平年うるう年に関係なく次の算式によって計算し、約定返済日に第6条の規定に従って支払うものとします。

当座貸越元本×貸越利率×借入日数÷365

3. 銀行は、銀行所定の基準により、借入人に対し貸越利率を優遇して適用することができるものとします。ただし、銀行はいつでもその優遇を中止し、または優遇幅を変更することができるものとします。

4. 銀行は、銀行および保証会社による借入人の信用状況に関する審査により、借入人の事前の承諾を得て、契約極度額を減額することができるものとします。この場合、契約極度額の減額に伴い、貸越利率が上がる場合があります。

5. 銀行に対する本債務の履行をしなかった場合には、借入人は、履行を遅延した本債務について、平年うるう年に関係なく年利率19.9%(1年を365日とする日割計算)を乗じて算出した遅延損害金を支払うものとします。

第6条(約定返済)

1. 借入人は本契約にかかる審査申込時に毎月の一一定日(以下「約定返済日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)として指定するもの)とします。なお、借入人は、かかる指定の後には約定返済日を変更することはできません」とします。

2. 銀行は、約定返済日の銀行所定の時間(以下「約定返済処理時」という。)に、第7条に規定する約定返済金額を、返済用普通預金口座にかかる払戻請求書の提出その他借入人からの個別の指示を要せず、返済用普通預金口座から払戻しの上、本債務の返済に充当します(以下かかる返済を「約定返済」という。)

借入人は、約定返済日前日までに約定返済金額以上の預金残高を返済用普通預金口座に確保するものとします。

3. 約定返済処理時において、返済用普通預金口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済において取扱いを行なう義務を負わないものとします。

4. 約定返済日以前に、本案に定める返済方法によらずに、当該約定返済日における約定返済金額以上の金額を返済したとしても、当該返済を約定返済とはみせず、第8条に基づく追加返済とみなします。

5. 借入人が約定返済を遅延している間は、新規借入は当然に停止されるものとします。

6. 借入人は、約定返済を遅延した場合には、直ちに、(i)当該約定返済日における約定返済金額、または(ii)当該約定返済日に期限が到来した未払利息(当該約定返済日より前に期限が到来した未払利息を除く。)および返済日までの遅延損害金の合計額のいずれか大きい方の金額以上の預金残高を返済用普通預金口座に確保するものとします。この場合、銀行は、当該預金残高が確保された後いつでも第2項と同様の処理を行うことができるものとし、銀行がかかる処理を行う日を返済日とします。

7. 前項の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。

第7条(約定返済金額)

1. 約定返済日における「約定返済金額」は、当該約定返済日前日の最終当座貸越元本額に応じ、次の通りとします。

約定返済日前日の最終当座貸越元本額	約定返済金額
1万円未満の場合	約定返済日前日の最終当座貸越元本額 および約定返済日までの未払利息の合計金額
1万円以上50万円未満	10,000円
50万円以上100万円未満	20,000円
100万円以上150万円未満	25,000円
150万円以上200万円未満	30,000円
200万円以上250万円未満	35,000円
250万円以上300万円未満	40,000円
300万円以上350万円未満	45,000円
350万円以上400万円未満	50,000円
400万円以上450万円未満	55,000円
450万円以上	60,000円

2. 約定返済日に期限が到来した未払利息(当該約定返済日より前に期限が到来した未払利息を除く。)の金額が前項に規定する約定返済金額を超える場合は、前項にかかわらず、その未払利息の金額を約定返済金額とします。

第8条(追加返済)

1. 借入人は、返済を遅延している場合を除き、第2条第3項に定める方法により、当座貸越元本額の範囲内で、任意の金額を第6条第2項による約定返済に追加して随時追加返済することができます。なお、本項に基づき、未払利息、遅延損害金等の当座貸越元本以外の本債務を追加返済することはできません。本項に基づき、当座貸越元本額を超える金額をローン専用口座に入金しようとした場合には、当座貸越元本額との差額は返済用普通預金口座に自動的に振り替えられるものとします。

2. 借入人は、銀行所定の方法で事前に銀行に通知したうえで、銀行所定の方法により、本債務全額を随時返済することができます。

第9条(返済金の充当順位)

1. 返済金の充当順位は、①本規定上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、銀行が借入人に代わって負担しているもの、②遅延損害金、③未払利息、④当座貸越元本とします。

2. 前項にかかわらず、(i)第6条第2項に基づく約定返済金は、未払利息および当座貸越元本のみに充当するものと、また、(ii)前条第1項に基づく追加返済金は当座貸越元本のみに充当するものとします。

第10条(期限前の全額返済義務および即時支払)

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借入人は本債務全額について期限の利益を失い、直ちに本債務全額を銀行所定の方法により返済するものとします。

①借入人が第6条に規定する約定返済を遅延し、相当な期間を定めて返済を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に返済しなかったとき

②借入人が支払を停止したとき

③借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停その他国内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき

④借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤借入人の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

⑥借入人について相続の開始があったとき

⑦借入人が保証会社と締結した「保証委託約款」その他の契約にもとづき、保証会社から保証の取消、解約または解除等の通知があったとき

⑧住所変更の届出があるなど借入人の責めに帰すべき事由によって、銀行に借入人の所在が不明となったとき

2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借入人は、銀行からの請求によって、本債務全額について期限の利益を失い、直ちに本債務全額を銀行所定の方法により返済するものとします。

①本債務に限らず、借入人の銀行に対する債務の一つでも返済が遅れたとき

②借入人が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失い、または即時支払義務を負担したとき

③借入人が本規定その他本契約に関するいずれかの約定に違反したとき

④借入人が銀行に届け出した内容に虚偽の申告があったことが判明したとき

⑤本取引が法令や公序良俗に反する行為と判断され、またはそのおそれがあると銀行が判断したとき

⑥借入人が日本国外に転出することとなったとき(ただし、一時的な渡航を除く。)

⑦前各号のほか、銀行または保証会社が、借入人についての信用状態に著しい変化が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由があると判断したとき

3. 借入人が住所変更の届出を怠るなど借入人の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われるものとします。

4. 銀行は、借入人が本条または次条の規定により期限の利益を失った場合、借入人が銀行に開設している預金口座(返済用普通預金口座を含みますが、これに限りません。)の入出金を禁止する等、取引を制限することができるものとします。

第10条の2(反社会的勢力の排除)

1. 借入人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団
②暴力団員
③暴力団準構成員
④暴力団関係企業
⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
⑥その他前各号に準ずる者

2. 借入人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

3. 借入人が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行からの請求によって、借入人は本債務全額について期限の利益を失い、直ちに本債務全額を銀行所定の方法により返済するものとします。この場合において、借入人への請求が延着または到着しなかった場合には、第10条第3項の規定を準用します。

4. 次の各号の事由が一つでも生じたときは、本契約はその時点で当然に解約されるものとします。ただし、銀行が特に認めた場合はこの限りではありません。

①契約期間が到来したとき

②借入人が本債務全額について期限の利益を喪失したとき

③返済用普通預金口座が解約されたとき

④本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本取引の名義人の意思によらずに本取引が開始されたことが明らかになったとき

⑤本債務が継続して3年間存在しないとき

6. 借入人は、銀行所定の手続きに従い、本契約を解約することができます。

7. 前各号により本契約が解約された場合には、借入人は、直ちに本債務全額を銀行所定の方法により返済するものとします。なお、本契約の解約後も、借入人が本債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約の関連事項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。

8. 銀行は、本条第2項ただし第5項により本契約が解約された場合には、借入人への通知・催告等なしに、ローン専用口座をいつでも解約することができるものとします。

第12条(保証会社への保証債務履行請求)

1. 借入人が本債務について期限の利益を失う等の事由により本債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して保証債務の履行を請求し、本債務全額の弁済を受けるものとします。

2. 保証会社が借入人に代わって本債務全額を銀行に返済した場合は、借入人は保証会社に保証会社との契約に基づき保証会社に対して支払うべき金銭を支払うものとします。

第13条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、期限が到来した本債務と、借入人の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。

2. 前項によって相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、借入人に代わりその債権の払戻を受け、本債務の弁済に充当することができるものとします。また、当該債権が外貨預金の場合、銀行が合理的に決定する計算実行時の外国為替相場を適用して円貨に換算したうえで、本債務の一部または全部弁済にあってることができるものとします。また、仕組相場については、相殺のために履行される満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までの当該仕組相場の再構築額およびそれに伴う費用が当該元利金から差し引かれて計算されるものとします。

3. 債権については、その償還期日以前でも、期限が到来した本債務と相殺できるものとします。また、相殺する場合においては、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、その債務を一般に相当と認められる方法、時期、債権等によって処分する、その取得金から諸費用を差し引いた残額を本債務の一部または全部の弁済にあって、またはこれを銀行所定の方法により評価額を算定する、または本債務の一部または全部の弁済に代りて取得することでもできるものとします。

4. 前各号によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺計算実行の日までとして、利率、利率等は銀行の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第14条(借入人からの相殺)

1. 借入人は、本債務と期限の到来している借入人の銀行に対する預金その他の債権とを、本債務の期間が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の3営業日以前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印(または届出の署名)を押印(または署名)して、直ちに銀行へ提出するものとします。

3. 借入人が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、利率等は銀行の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第15条(債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺または払戻充当をする場合に、本債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺または払戻充当にあてるかを指定することができ、借入人は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借入人から返済または相殺をする場合に、本債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借入人はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 前項の場合において、借入人がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができるが、借入人は、その指定に対して異議を述べないものとします。また、前項の借入人の指定により、銀行の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況、弁済期間の長短等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
- 前項によって銀行が指定する借入人の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条(債権の譲渡等)

- 借入人は、銀行が将来本契約による債権を他の金融機関等に譲渡または信託その他の処分(以下「譲渡等」という。)を行うこと、当該他の金融機関等から他の第三者(銀行を含む)へ譲渡等することおよびその順次に譲渡等がなされることにつき予め承諾するものとします。
- 前項により債権が譲渡等された場合、銀行から借入人に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受託者等の代理人になるものとします。この場合、借入人は銀行に対して、従来どおり本規定に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受託者等にこれを交付するものとします。

第17条(管理・回収業務の委託)

- 借入人は、本債務に関して、銀行が指定する、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもつき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「サービサー会社」という。)に対して、本債務の管理・回収業務を委託し、サービサー会社が銀行に代わり借入人に請求し、取立てを行うことに同意するものとします。
- 借入人は、銀行がサービサー会社に対して、前項に従い債権の管理・回収業務を委託するに際し、必要な範囲内において、銀行とサービサー会社の間で、借入人の個人情報、信用情報、取引履歴、日次の普通預金残高情報、その他本取引に関する一切の情報を相互に提供・利用することに同意するものとします。

第18条(届出事項の変更)

- 氏名、住所、届出印鑑または届出の署名、電話番号、勤務先等その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借入人は直ちに銀行所定の方法により、銀行に届け出るものとします。
- 借入人が前項の届出を怠ったため、銀行が借入人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは借入人に到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条(成年後見人等の届出)

- 借入人が、前項について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面をもって銀行に届け出ます。
- 借入人について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面をもって銀行に届け出ます。
- 借入人がすでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合に前2項と同様に銀行に届け出ます。
- 前3項の届出事項に取消、または変更等が生じた場合にも同様に届け出ます。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行はいかなる責任も負わないものとします。

第20条(住民票等の取得同意)

債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、借入人は銀行または銀行が委託するサービサー会社が借入人の住民票の写し等を取得することに同意します。

第21条(印鑑および署名捺印)

銀行が、本契約にかかる諸届けその他の書類に使用された印影または署名を、本契約申込時の借入人の署名、または返済用普通預金口座の届出印鑑もしくは署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類について偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第22条(危険負担、免責条項)

- 借入人は、借入人が銀行に差入れた契約書が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済することに同意します。なお銀行からの請求があれば別の契約証書等を差入れるものとします。
- 「新生パワーコール規定」および「新生パワーダイレクト取引規定」に規定する本人確認方法に従い、新生パワーコールまたは新生パワーダイレクトを利用した取引等がなされたときは、銀行は借入人本人による取引等として取り扱ひ、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 銀行は、次の場合に生じた損害等についてはその責めを負わないものとします。
 - 銀行の営業時間内であると否とを問わず、機械の故障、停電、災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による通信機器または回線等の障害、裁判所等公的機関の措置等の不可抗力的な事由もしくは銀行の責めによらない事由により、本取引における取引、サービスの提供が遅延、停止または不能となった場合。
 - 銀行以外の金融機関、提携先等が本取引以外の第三者の責めに帰すべき事由があった場合。
 - 電信または郵便の誤謬、遅滞等、銀行の責めに帰すことのできない場合。

第23条(費用の負担)

借入人に対する権利行使または保全に要した費用その他本契約に関するいっさいの費用(ただし、本取引に関して銀行が借入人に対して交付する書面に課される印紙税は含まれないものとします。)、法令に抵触しない範囲内で、借入人が負担するものとします。

第24条(報告および調査)

- 借入人は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借入人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借入人は、借入人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく銀行に報告するものとします。

第25条(本契約の各条項の変更)

本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更する場合、本規定に別途定める場合を除き、変更内容および変更日を銀行のホームページへの表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

第26条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、パワーフレックス取引共通規定、新生パワーコール規定(パワーフレックス用)および新生パワーダイレクト取引規定のほか、銀行の他の規定の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定と本規定との間に齟齬が生じた場合には、本規定が優先するものとします。

第27条(合意管轄)

本契約にもつづく取引には、日本の法律、諸規則(金融および外国為替管理等に関する政令、行政指導等を含みます。)が適用されます。本契約にもつづく取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上
(2010年10月1日現在)

保証委託契約

第1条(保証委託要項)

私は、私と株式会社新生銀行(以下「銀行」という)との「スマートカードローン規定」にかかる契約(以下「原契約」という)に基づき私が銀行に対し負担する債務について、株式会社アプラス(以下「保証会社」という)に保証を委託します。

第2条(保証委託の範囲)

- 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲(以下「保証委託額」という)は、私が銀行に対して原契約に基づき負担する一切の債務(以下「本債務」という)とし、元本は原契約に基づき定められた利用限度額の範囲内での利用に限るものとします。なお、私と銀行との間で原契約を変更した場合には、変更後の内容による保証を委託するものとします。また、私は別段の定めがある場合を除き、銀行と保証会社との間の包括保証契約が改定されることにより、本契約の内容についても改定される場合があることをあらかじめ承諾します。
- 保証委託額は、利用限度額が増額または減額(利用限度額をゼロにすることを含みます。))された場合には、これにともない増額または減額されるものとします。ただし、利用限度額が、その時点で借入金の元本、その後に生じる利息および遅延損害金の合計額(以下「借入金残高」という)以下に減額された場合には、当該借入金残高を保証委託額とします。
- 銀行が利用を認めた場合といえども、原契約に基づき定められた契約極度額を超えて借入れが行われた場合には、当該超過借入分については第1項に基づく保証の対象外とします。
- 本契約は、保証会社が保証を所定の手続きをもって承諾した後、私と銀行との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
- 本契約の有効期限は、原契約の契約期限と同一とし、保証会社が認めて、原契約が更新され、または期間延長された場合には、本契約の期間も当然に更新または延長されるものとします。

第3条(調査及び通知義務)

- 私は、保証会社から私の財産・収入・職業・地位及び私が経営する会社の経営状況・業況等についての通知を求められたときは直ちに通知し、資料の開覧等を求められたときは保証会社の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じ、またはその恐れがあるときは直ちに保証会社に通知するとともに保証会社の指示に従います。
- 私の氏名、住所、電話番号、勤務先等の届出事項に変更があった場合は、私は、直ちに保証会社に通知し、その指示に従うものとします。
- 私は、前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。
- 保証会社または保証会社が委託するものが債権保全等の理由で必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託するものが私の住民票等を取得することに、異議を述べないものとします。

第4条(本債務の弁済)

私は、保証会社が保証した本債務について、その支払期日に必ず本債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第5条(保証債務の履行)

- 私が銀行に対する本債務の履行を遅滞したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合は、保証会社は私に対して何ら通知することなく、包括契約に基づき保証債務を履行できるものとします。
- 私が銀行に対する弁済期日前であっても原契約第13条に該当する事由が生じた場合には、私は、保証会社において任意にかつ、私に何ら通知することなく包括契約に基づき銀行に対して保証債務を履行しても異議ありません。
- 保証会社が銀行に対して代位弁済したことにより取得した権利を行使する場合には、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条(求償権の範囲及び弁済の順序)

私は、本債務を保証会社が代位弁済をしたときは、保証会社が代位弁済した金額及び当該代位弁済金額に対して代位弁済の翌日から完済に至るまで年14.6%(1年を365日とする日割計算)による遅延損害金を保証会社に対して弁済します。なお、弁済の充当については保証会社の定めるところにあります。

第7条(求償権の事前行使)

- 私は、次の各号の一つも該当する事由が発生した場合は、保証会社からの通知・請求・催告等がなくても、第5条の保証債務の履行前であっても残債務の全額について保証会社が私に求償権を行使することに異議ありません。
 - 原契約第7条に定める約定返済を遅延し、次の約定返済期日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特別調停の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 私の預金、その他銀行または保証会社に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき。
 - 私について相続の開始があったとき。
 - 保証会社からの保証の取消・解除の申出があったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行または保証会社に私の所在が不明となったとき。
 - 相続公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- 私は、次の各号の一つも該当する事由が発生した場合は、保証会社の請求によって、前項と同様代位弁済の履行前であっても残債務の全額について保証会社が私に求償権を行使することに異議ありません。
 - 私が銀行または保証会社取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 私が本契約のいずれかに違反したとき。
 - 本契約による取引に関し、私が銀行または保証会社に対する虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか銀行または保証会社において、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条(中止・解約)

- 私が第7条の各項各号の一つに該当したとき、その他銀行または保証会社において債権の保全を必要とする事由が生じたときは、保証会社が私の同意なしに保証を中止または解約することに異議ありません。
- 私は、この取引が前項により中止または解約された場合にも、すでに借り入れた債務については、その弁済が終了するまで返済を継続します。
- 私は、前項の定めにかかわらず第1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、本債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社に負担をかけないものとします。

第9条(公正証書の作成)

私は、保証会社の請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第10条(費用等の負担)

私は、保証会社が債権保全に要した費用及び第5条・第7条により保証会社が取得した権利の保全もしくは行使に要した費用並びに消費税を負担します。

なお、これらの費用等の支払いは保証会社の所定の方法に従うこととします。

第11条(約款の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により、本契約の内容を変更することができるものとします。

第12条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。

第13条(個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意)

私は別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意致します。

第14条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関して訴訟・調停の必要が生じた場合には、訴額のいかにかわらず保証会社の本社並びに支店・営業所・各センターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

第15条(免責条項)

私は、保証会社が証書等の印鑑と私が届出した印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは証書等・印鑑について偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文言にしたがって保証会社に対して責任を負うものとします。

本保証契約についてのアプラスのお問合せ窓口

株式会社 アプラス プロダクションセンター
住 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番1号 アルカセントラル20階
電話番号 03-6739-1104

以上
(2008年6月10日現在)